

地方における書式・様式の統一に係る対応状況

資料4

規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、「地方における規制改革」の一環として書式・様式に取り組むとされたところ。本資料は、3月末時点における各省の対応状況を整理したものである。

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
1	認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書	施設型給付費等の請求(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条・附則第6条第1項)については、子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、市区町村及び事業者から意見を聴きつつ、基本部分に係る請求を含め、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示されている「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」について必要な見直しを行い、平成31年4月分の請求から適用することができるよう、市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国5カ所で開催した自治体向けセミナーの場を活用し、セミナー終了後、各自治体担当者との意見交換会を実施。いただいた意見をもとに、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示されている「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」について、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データを作成中。保育所については、基本分も含めた請求明細書を作成し、案として地方自治体に周知を行った(別添参照)。どちらの様式も平成31年4月分から適用することができるよう、地方自治体に通知する予定。	平成30年度措置	内閣府
2	自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所届出書	a 自動車保管場所証明申請(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項)及び自動車保管場所届出(同法第5条)並びに自動車の保有者が当該申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号)については、 ・都道府県警察が作成している様式を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データでそれぞれの都道府県警察のホームページに掲載すること ・申請又は届出を受ける都道府県警察以外のいずれの都道府県警察の様式であっても当該申請又は届出に使用することができることを全ての都道府県警察のホームページに掲載し、かつ、都道府県警察の申請又は届出に係る全ての窓口で周知すること ・他の都道府県警察の様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付けて処理すること ・申請又は届出を行う者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なることについての理由書は提出を求めないよう について、平成30年中に都道府県警察に通知する。	平成30年4月に、都道府県警察に対し、申請者等がダウンロードして電子計算機により作成可能な様式で自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書及び添付書面(以下「申請書等」という。)を掲載するように指示し、同年6月までに全ての都道府県警察で掲載を完了した。 また、同年7月に、都道府県警察に対し、申請書等については、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)で定めた様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、規則に定められた様式の申請書等であると認められる場合は自都道府県警察の様式以外であっても受理するとともに、これについて、窓口、ホームページ等で広報するほか、申請等を行う者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認するための書面の提出又は提示がないことを理由に不受理にすることのないようにするなど、申請等を行う者の負担を最小限に抑えることについて通達した。 さらに、平成30年4月に開催された全国交通安全施設・交通規制等担当者会議において、上記通達が示達する内容と同旨の指示を行ったところであり、今後も全国会議等において、警察署の窓口担当者に適切な対応を徹底するよう、継続的に指導する。	a:平成30年措置	警察庁

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
		<p>b 自動車保管場所証明申請については、全国統一フォーマットによるOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県警察は、平成31年度中に43都道府県警察に拡大見込みであるが、残りの4府県警察についても早急に導入するよう助言する。</p>	<p>平成30年7月及び平成31年2月に、OSSを全国展開すべく、導入未定の府県警察担当者に対し、予算確保や導入計画に関して対面で指導・助言を実施する機会を設けた。引き続き、導入未定の府県警察に対し、平成31年度以降の早期導入に向けた指導・助言を継続する。</p>	<p>b,c:平成30年度以降継続的に措置</p>	
		<p>c 自動車保管場所届出については、全国統一フォーマットによるOSSを利用した電子的提出が可能となるよう、関係省庁や団体と連携し、都道府県警察で組織されるOSS推進警察協議会において検討を行うよう指導する。</p>	<p>自動車保管場所届出(軽自動車)へのOSSの利用拡大のため、他の行政機関、軽自動車検査協会等の関係機関との連絡会議に参加して今後の連携等を確認するとともに、OSS推進警察協議会に対して、今後予定されるシステム更改において対象手続の拡大に対応できるよう、指導を実施した。さらに今後も関係省庁や団体と連携し、継続的に指導を実施する。</p>	<p>b,c:平成30年度以降継続的に措置</p>	
3	競争入札参加資格審査申請書	<p>競争入札参加資格審査申請(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5、第167条の5の2等)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。</p>	<p>平成30年9月に「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」を総務省に設置し、競争入札参加資格審査申請書も含めた地方自治体における様式標準化等の議論を進めているところ。平成31年度中に当研究会において今後の進め方の方向性について結論を得る予定。 なお、研究会の議論と平行して、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の実態把握を進めているところ。</p>	<p>平成30年度検討開始</p>	<p>総務省</p>
4	納税証明書の交付申請書(競争入札参加資格審査申請用)	<p>競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10)については、競争入札参加資格審査に当たり証明が必要となる税目等が地方自治体によって異なっている状況にあることから、競争入札参加資格申請に係る審査事項及び添付書類の統一化・標準化についての検討状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ、標準書式の作成について検討する。</p>	<p>競争入札参加資格申請書に関する調査結果や工程表に基づく検討の状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ検討。</p>	<p>平成30年度検討開始</p>	<p>総務省</p>

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
5	保険契約照会様式	a 保険契約照会(地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条)については、規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会(全国地方税務協議会)に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について(生命保険・共済用)」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。	平成31年1月24日に発出した事務連絡(別添①)において、全地方自治体に対し、標準様式の使用を改めて要請した。また、当該様式の使用状況について、地方自治体に対して調査を実施したところ、現在使用している、または今後使用することを検討している地方自治体の割合は、都道府県で約7割、市町村で約5割となっており、さらなる利用の促進が必要。	a:平成30年度措置	総務省
		b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。	上記調査結果を踏まえて、必要に応じ、実態把握や意見聴取、地方自治体に対する更なる要請を実施。	b:標準書式が普及しない場合に平成30年度以降検討	
6	給与等照会様式	給与等照会(地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法第141条)については、地方自治体間で構成する協議会(全国地方税務協議会)に対し、平成30年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国地方税務協議会に設置されたワーキンググループ(平成30年度3回開催)でとりまとめた統一様式の使用について、平成31年1月24日に事務連絡(別添②)を発出し、全地方自治体に要請。	平成30年度措置	総務省
7	個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等	a 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。	事業者から比較的要請の強い固定資産税(償却資産)について、一般財団法人資産評価システム研究センターの償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会(平成30年度4回開催)の報告を踏まえ、来年度、まずは電子申告の機能向上を検討しつつ、電子納税の導入に向けた検討を行う予定。	a:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	総務省
		b あわせて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。	平成31年1月24日に発出した事務連絡(別添①)において、全地方自治体に対して、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付の活用等の納税環境整備を要請。	b:平成30年度以降継続的に措置	
8	自動車税・自動車取得税の申告書	自動車税及び自動車取得税に係る申告については、全国統一フォーマットによるOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県は、平成31年度中に43都道府県に拡大見込みであるが、残りの4府県についても早急に導入するよう助言する。	47都道府県が出席するOSS都道府県税協議会や該当団体に出向き、導入を依頼済み。 なお、残りの4府県のうち、1県については平成31年度中に稼働予定。	平成30年度以降継続的に措置	総務省

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
9	事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書	a 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成31年1月25日に発出した事務連絡(別添③)において、全地方自治体に対して、eLTAXの利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。	a:平成30年度以降継続的に措置	総務省
		b 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成31年10月に全国統一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。	地方税電子化協議会(4月から地方税共同機構)が、平成31年10月の電子納付に対応できるよう、地方税共通納税システムを開発中。	b:平成31年10月措置	
10	法人設立等届出書	a 法人設立等の届出(地方税法第317条の2第8項)については、eLTAXシステムを改修して、平成31年9月から全国統一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない4地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。	平成31年9月からの一元的な電子的提出が可能となるよう、eLTAXを改修中。 電子的提出に対応していない3地方自治体は今年度中に対応。残る地方自治体も来年度中に対応。	a:平成31年9月措置(助言は平成30年度以降継続的に措置)	総務省
		b また、平成31年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。	国税当局との電子的提出の一元化は、平成32年3月の開始に向けて、国税庁や地方税電子化協議会と連携してシステム改修の詳細を調整中。	b:平成31年度措置	
11	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(地方税法第317条の6第2項)及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書(同法第321条の5第3項)については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成31年1月25日に発出した事務連絡(別添③)において、全地方自治体に対して、eLTAXの利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。	平成30年度以降継続的に措置	総務省
12	給与支払報告書(総括表)	給与支払報告書(地方税法第317条の6第1項)については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成31年1月25日に発出した事務連絡(別添③)において、全地方自治体に対して、eLTAXの利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。	平成30年度以降継続的に措置	総務省

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
13	特別徴収税額通知書	a 特別徴収税額通知書(地方税法第321条の4第1項/特別徴収義務者用)については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、平成30年度上期中に、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。	全地方団体対象のeLTAX全国説明会(7月~9月)において電子化への働きかけを実施。また、平成31年1月24日に発出した事務連絡(別添①)において、地方団体に対し、電子化の積極的かつ早急な導入を要請。	a:平成30年度上期措置	総務省
		b 特別徴収税額通知書(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。	電子的通知の実現に向け、地方団体、関係機関及び企業担当者を交えて、実務上の課題及びその対応策について検討中。	b:平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	
14	特別徴収切替申出書	特別徴収への切替申出(地方税法第321条の4第5項)については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成31年1月25日に発出した事務連絡(別添③)において、全地方自治体に対して、eLTAXの利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。	平成30年度以降継続的に措置	総務省
15	危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書	危険物仮貯蔵・仮取扱の承認申請(消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書)については、全国消防長会等及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体(消防本部及び消防署)に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	各消防本部の書式を参考とした上で、標準様式案(「申請様式例」、「記入要領」及び「記入例」で構成。)を作成。当該書式案につき、昨年11月から12月にかけて全国消防長会危険物委員会委員の所属する消防本部にアンケートを実施し、その結果を踏まえ修正。2月に、消防庁危険物保安室長名で都道府県、東京消防庁及び各指定都市消防本部あてに標準書式例として通知(平成31年2月14日付け消防危第34号)。当該通知では、書式例を示すとともに、各自治体のHPに当該手続に係る各自治体で定めた書式を掲載するよう依頼。また、当該書式等については、ワードファイル等を当省HPに掲載済 (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html)。	平成30年度措置	総務省

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
16	危険物保安監督者選任届出書	<p>危険物保安監督者選任の届出に添付する必要がある実務経験を証明する書類(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第48条の3)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「危険物規制事務に関する執務資料(給油取扱所を除く)の送付について」(平成元年7月4日消防庁危険物規制課長通知)において示されている「実務経験証明書」について必要な見直しを行い、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>各消防本部の書式を参考とした上で、標準様式案(「申請様式例」、「記入要領」及び「記入例」で構成。)を作成。当該書式案につき、昨年11月から12月にかけて全国消防長会危険物委員会委員の所属する消防本部にアンケートを実施し、その結果を踏まえ修正。2月に、消防庁危険物保安室長名で都道府県、東京消防庁及び各指定都市消防本部あてに標準書式例として通知(平成31年2月14日付け消防危第34号)。当該通知では、書式例を示すとともに、各自治体のHPに当該手続に係る各自治体で定めた書式を掲載するよう依頼。また、当該書式等については、ワードファイル等を当省HPに掲載済 (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html)。</p>	平成30年度措置	総務省
17	卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書	<p>a 卸売販売業の許可申請(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第34条)及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請(同法第39条)並びに薬局開設の変更等届出(同法第10条)、卸売販売業の変更等届出(同法第38条)及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出(同法第40条)については、平成30年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に規定されている様式第86号「卸売販売業許可申請書」及び様式第87号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第6号「変更届書」及び様式第8号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないよう地方自治体に助言する。</p> <p>b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>当該書式について、Word・PDF形式の電子データで厚生労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html)に平成30年1月31日に掲載。 平成30年2月27日開催の全国薬務主幹課長会議及び平成30年9月21日開催の薬務主幹課長協議会にて、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないよう地方自治体に周知した。</p> <p>今後、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を行う。統一可能な添付書類については、平成30年度中に標準書式を作成し地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。</p>	<p>a:平成30年度上期措置</p> <p>b:平成30年度措置</p>	厚生労働省

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
18	毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書	a 毒物劇物一般販売業の登録申請(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項)及び毒物劇物一般販売業の変更等届出(同法第10条)については、平成30年度上期中に、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)に規定されている別記第2号様式「毒物劇物一般販売業・農薬用品目販売業・特定品目販売業登録申請書」及び別記第11号様式「変更届」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えることがないようにするよう地方自治体に助言する。	当該書式について、Word・PDF形式の電子データで厚生労働省のホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/newpage_00843.html)に平成30年8月10日に掲載。 平成30年2月27日開催の全国薬務主幹課長会議及び平成30年9月21日開催の薬務主幹課長協議会にて、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えることがないようにするよう地方自治体に周知した。	a:平成30年度上期措置	厚生労働省
		b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	今後、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を行う。統一可能な添付書類については、平成30年度中に標準書式を作成し地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。	b:平成30年度措置	
19	麻薬小売業者の役員の変更届出書	a 免許を受けている麻薬小売業者の役員の変更届出(麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条第3項第7号)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載するとともに、その後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)で規定する。	実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知予定。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載するとともに、その後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)で規定する。	a:平成30年度措置(省令で規定することは平成30年度以降速やかに措置)	厚生労働省
		b 当該届出に添付する必要がある役員の診断書については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。	地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知予定。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。	b,c:平成30年度措置	
		c 麻薬小売業に係る業務を行わない役員について診断書の添付を不要とすることについては、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして、平成30年度中に地方自治体に通知する。	診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして、平成30年度中に地方自治体に通知予定。	b,c:平成30年度措置	

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
20	生活保護の決定・実施に係る照会文書	生活保護の決定・実施に係る照会(生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条)については、平成30年度中に、「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、「調査日の指定」ができるような書式にすることを含め、地方自治体及び生命保険協会等と協議の上、必要に応じ、見直しを行う。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の遵守について、平成31年3月6日に開催した生活保護関係全国係長会議において改めて周知している。 地方自治体が要望する保護申請日を調査日として指定した上での生命保険会社への照会については、生命保険会社の現行システムでは対応困難であり、改修には多額の費用を要する。このため、保護の要否や保護費の額については、保護申請日時点の状況ではなく、生命保険会社や金融機関が回答する時点の状況を基に決定して差し支えない旨を、平成31年3月29日に各自治体に示した。 また、調査日の指定とは別に、事務の負担軽減と迅速化の観点から、要保護者の資産調査について、従来生命保険会社への照会に当たって必須としていた本人同意書の写しの添付を省略する取扱いとし、これに伴い、照会様式に本人から同意をもらっている旨を付記できるようにシステムを改修する予定であり、システム改修経費を平成30年度第2次補正予算に計上した。	平成30年度措置	厚生労働省
21	指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書	指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請(介護保険法(平成9年法律第123号)第70条)及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請(同法第78条の2)については、平成30年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式(案)について」(平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡)において示されている第1号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定(許可)申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」(平成18年2月20日厚生労働省老健局計画課事務連絡)において示されている第1号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」(平成30年9月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡)において、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第80号)及びその他の見直し結果を踏まえ、指定申請に係る申請書及び帳票等の様式例の見直し及び周知を行った。当該様式例については、ファイル形式についてWord形式とExcel形式が混在していたところ、Excel形式に統一を行った。	平成30年度措置	厚生労働省

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
22	森林経営計画書	森林経営計画(森林法(昭和26年法律第249号)第11条第1項)については、平成30年度中に、「森林経営計画制度運営要領」(平成24年3月26日林野庁長官通知)において示されている「森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における支障の実態を把握した上で、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	「森林経営計画制度運営要領」(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知)(以下「要領」という。)において定める森林経営計画書の様式(模範例)について、都道府県・市町村・事業体における支障の有無、内容等の聞き取りを行ったところ、事業体から、紙面での記載が行いづらいとの声が寄せられたため、当該様式のエクセルファイルを当省HPに掲載するとともに、都道府県等に対し改めて当該様式の活用を周知した。	平成30年度措置	農林水産省
23	屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書	屋外広告業の登録申請及び登録事項の変更届出(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第9条)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「屋外広告業登録規則参考資料(案)」(平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知)において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について必要な見直しを行い、平成30年度上期中に地方自治体に通知する。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。当該申請又は届出に添付する必要がある書類についても併せて見直しを行う。	「屋外広告業登録規則参考資料(案)」(平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知)において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、必要な見直しを行い、平成30年9月27日に地方自治体に通知した。なお、当該様式はWord形式とした。また、当該申請又は届出に添付する必要がある書類について、地方自治体の審査業務上の必要性を検討した結果、それぞれの添付書類に必要性が認められるため、改正を行わないこととした。	平成30年度上期措置	国土交通省
24	道路工事施行承認申請書	道路工事施行承認申請(道路法(昭和27年法律第180号)第24条)については、平成30年度中に、「道路工事施行承認申請書の様式について」(平成8年3月29日建設省道路局路政課長通達)において示されている様式を道路管理者(都道府県、市町村)に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	各地方自治体に対して、国様式の使用状況等を確認すると共に様式を取り寄せ集計した結果、約55%の地方自治体が国様式を使用していることが確認できた。 また、平成8年に発出している「道路工事施行承認申請書の様式について」(平成8年3月29日建設省道路局路政課長通達)自体を知らない地方自治体があったこと、技術的助言に基づき国様式を使用することを検討するという地方自治体があったことから3月19日に、再度地方自治体へ標準様式としての使用及び標準様式にのっとった申請のあった場合に、不利な取扱いを行わないよう依頼する旨の技術的助言を行った。 さらに、当該様式については、エクセルファイルを当省HPに掲載した (http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html)。	平成30年度措置	国土交通省

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
25	道路占用許可申請書	道路占用許可申請(道路法第32条第1項)については、平成30年度中に、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)に規定されている様式第5「道路占用許可申請・協議書」を道路管理者(都道府県、市町村)に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	各地方自治体に対して、国様式の使用状況等を確認すると共に様式を取り寄せ集計した結果、約87%の地方自治体が国様式を使用していることが確認できたことから3月19日に、再度地方自治体へ標準様式としての使用及び標準様式にのっとった申請のあった場合に、不利な取扱いを行わないよう依頼する旨の技術的助言を行った。 また、当該様式については、エクセルファイルを当省HPに掲載済(http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html)。	平成30年度措置	国土交通省
26	沿道掘削施行協議書	沿道掘削施行協議については、事業者による任意の協力の下で行われるものであり、事業者の負担とならない形での実施について東京都及び特別区と協議を進めるとともに、その他の地方自治体における沿道掘削施行協議の実態把握等を進め、平成30年度中に、標準書式を作成し、東京都及び特別区その他関係する地方自治体において標準書式が用いられるよう周知その他の所要の措置を講ずる。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国の都道府県、市区町村に沿道掘削施行協議の制度の有無を確認し、制度を有する場合の必要書類や指定様式について調査した結果、東京都と特別区及び一部の自治体で同制度を導入しており、特に東京都においては、敷地の条件によっては、同一工事に対して東京都と市区にそれぞれ異なる書類を提出する必要があることが判明した。作業効率上、統一することが望ましいことから、東京都にその旨を伝達済。東京都が3月に周知済。 なお、同制度は任意の協力要請に過ぎず、道路法第44条に基づくものとは言えない(法定協議ではない)ことから、要綱やHPにおいて誤った記述をしている自治体について注意喚起を行った。	平成30年度措置	国土交通省
27	臨時運行許可申請書	臨時運行許可申請(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第1項)については、市区町村における実態把握を踏まえ、処理基準(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第3項)として統一書式を定め、平成30年度中に市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	臨時運行許可申請(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第1項)については、市区町村における実態把握を踏まえ、3月25日に処理基準(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第3項)として統一書式(電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データ)を定め、市区町村に通知済み。	平成30年度措置	国土交通省

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
28	産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書	a 産業廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第9項)及び産業廃棄物処理計画実施状況報告(同条第10項)については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)に規定されている様式第2号の8「産業廃棄物処理計画書」及び様式第2号の9「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	廃棄物処理法で様式を規定されている産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書(いずれも特別管理産業廃棄物も含む。)については、都道府県等における運用の調査等を行い、実態把握に努めており、当該様式の見直し等の検討を行ったところ。調査の結果として、都道府県等の約8割が現行の省令様式を用いているとの回答を得ており、平成31年3月に、都道府県等に対し、現行の省令様式を活用するよう通知を発出した。通知の発出に当たっては、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データである様式により周知を行った。	平成30年度措置	環境省
		b 特別管理産業廃棄物処理計画(同法第12条の2第10項)及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告(同条第11項)についても同様とする。	aと同様とする。	平成30年度措置	
29	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	a 産業廃棄物管理票交付等状況報告書(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項)については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定されている様式第3号「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	廃棄物処理法で様式を規定されている産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、都道府県等における運用の調査等を行い、実態把握に努めており、当該様式の見直し等の検討を行ったところ。調査の結果として、都道府県等の約8割が現行の省令様式を用いているとの回答を得ており、平成31年3月に、都道府県等に対し、現行の省令様式を活用するよう通知を発出した。通知の発出に当たっては、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データである様式により周知を行った。	a:平成30年度措置	環境省
		b あわせて、電子マニフェストを使用した場合は産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になるため、電子マニフェストの普及に努める。	電子マニフェストの普及については、平成30年度環境省委託事業において全国20か所において電子マニフェスト普及のための説明会を行ったところ。平成30年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画及び同年10月に策定した電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップに掲げた2022年度の普及率70%を目指し、来年度も継続して全国20か所において同説明会を行う予定であり、引き続き、普及に努めてまいりたい。	b:平成30年度以降継続的に措置	